

平成18年4月27日 開会

平成18年4月27日 閉会

(臨時第4回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第4号

平成18年第4回大山町議会臨時会を、次のとおり招集する

平成18年4月24日

大山町長 山口 隆之

- 1 日 時 平成18年4月27日 午前9時30分
2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	森 田 増 範
川 島 正 寿	岩 井 美保子
秋 田 美喜雄	尾 古 博 文
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
二 宮 淳 一	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 4 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 1 8 年 4 月 2 7 日 (木曜日)

議事日程

平成 1 8 年 4 月 2 7 日 午前 9 時 3 5 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 68 号 工事請負契約の締結について
(名和小学校統合校舎新築工事 (建築))
- 日程第 5 議案第 69 号 工事請負契約の締結について
(名和小学校統合校舎新築工事 (電気))
- 日程第 6 議案第 70 号 工事請負契約の締結について
(名和小学校統合校舎新築工事 (機械))
- 日程第 7 議案第 71 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号))
- 日程第 8 議案第 72 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 9 議案第 73 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 10 議案第 74 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 11 議案第 75 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号))
- 日程第 12 議案第 76 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 5 号))
- 日程第 13 議案第 77 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 5 号))
- 日程第 14 議案第 78 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 5 号))
- 日程第 15 議案第 79 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 4 号))

- 日程第 16 議案第 80 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 18 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 17 議案第 81 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 18 議案第 82 号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 68 号 工事請負契約の締結について
(名和小学校統合校舎新築工事 (建築))
- 日程第 5 議案第 69 号 工事請負契約の締結について
(名和小学校統合校舎新築工事 (電気))
- 日程第 6 議案第 70 号 工事請負契約の締結について
(名和小学校統合校舎新築工事 (機械))
- 日程第 7 議案第 71 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号))
- 日程第 8 議案第 72 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 9 議案第 73 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 10 議案第 74 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 11 議案第 75 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号))
- 日程第 12 議案第 76 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 5 号))
- 日程第 13 議案第 77 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 5 号))
- 日程第 14 議案第 78 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 5 号))

- 日程第 15 議案第 79 号 専決処分の承認を求めることについて
 (平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第 4 号))
- 日程第 16 議案第 80 号 専決処分の承認を求めることについて
 (平成 18 年度大山町一般会計補正予算(第 1 号))
- 日程第 17 議案第 81 号 専決処分の承認を求めることについて
 (大山町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 18 議案第 82 号 専決処分の承認を求めることについて
 (大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

出席議員(21名)

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富三郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ……………小 谷 正 寿 書記 ……………汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………山 口 隆 之	助役 ……………田 中 祥 二
教育長 ……………山 田 晋	大山支所長 ……………河 崎 博 光
中山支所長 ……………田 中 豊	総務課長 ……………諸 遊 雅 照
企画情報課長 ……………後 藤 透	住民生活課長 ……………福 田 勝 清
税務課長 ……………野 間 一 成	地域整備課長 ……………押 村 彰 文
産業振興課長 ……………渡 辺 収	水道課長 ……………小 西 正 記
福祉保健課長 ……………松 岡 久美子	人権推進課長 ……………近 藤 照 秋

教育次長兼学校教育課長 …狩 野 実
幼児教育課長 ………高 木 佐奈江
会計 ……………金 平 隆 哉

社会教育課長 …… 麴 谷 昭 久
観光商工課長 ………福 留 弘 明
農業委員会事務局長…高 見 公 治

午前9時35分開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

○議長（鹿島 功君） ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達していますので、平成18年第4回大山町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番 敦賀亀義君、6番 森田増範君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鹿島 功君） 日程第3、諸般の報告を行います。町長から長期継続契約締結の報告がありましたので、写しをお手元に配布しております。

日程第4 議案第68号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第68号 工事請負契約の締結について（名和小学校統合校舎新築工事（建築））を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第68号 工事請負契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年4月24日付けで名和小学校統合校舎新築工事（建築）に関する仮契約を締結したところであります。

この工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定

により、議会の議決を求めるものであります。契約の目的は名和小学校統合校舎新築工事（建築）であります。契約金額は12億7,050万円。工期は議会議決の翌日から平成19年3月2日まで、契約の相手方は名和小学校統合校舎新築工事（建築）美保・平田・フィディア共同企業体代表者 米子市昭和町25番地 美保テクノス株式会社 取締役社長 野津一成、契約の方法は、指名競争入札であります。以上で議案第68号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番。

○議員（7番 川島 正寿君） お尋ねいたします。契約金額12億7,000万弱ですが、この設計価格、元の価格はいくらでしょうか。

それから聞くところによりますと、窓のサッシ等が外国製だということをチラッと聞きましたですが、それが本当なのか。そしてなぜこの外国製のサッシを使わねばならなかったのか。備品等が壊れた場合には、調達にも不便を感じるのではないか。国産で同等品があるのではないかというふうに感じますが、その点お願いします。

それから、これは次になるか分かりませんが、電気と機械も設計金額があったらお願いします。

〔「次に……」と呼ぶ者あり〕

○議員（7番 川島 正寿君） じゃあ、一つ一つさせていただきます。以上。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんの質問には担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 教育次長。

○教育次長（狩野 実君） 失礼いたします。建築の設計額につきましては、13億2,908万6,850円となっております。以上です。

〔「サッシは……」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（狩野 実君） 失礼しました。サッシにつきましては、把握できておりません。申し訳ありません。至急調べてお答えしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 暫時休憩いたします。答弁の中で調べるなら調べるということ、時間が欲しいなら時間が欲しいということをもってもらわんと次に進みませんので。

午前9時42分休憩

午前9時59分再開

○議長（鹿島 功君） 再開します。教育次長。

○教育次長（狩野 実君） 川島議員のご質問にお答えします。サッシの件ですが、材料、枠の材料が外国製、組み立ては国内で行っているということです。ガラスは日本製ということで、サッシ全体の枠の材料が外国製ということであり、県内の他

の施設でも使われております。利点は、断熱性に優れているということでこれを使用しているということであり、価格につきましては、国産のものと同様であるということでもあります。修繕の際の対応ですが、国産のものと同じように対応は出来るということで報告をいただきました。よろしくお願ひします。

○議長（鹿島 功君） 7番いいですか。

〔「はい、了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第68号を採決します。

おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第69号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第69号 工事請負契約の締結について（名和小学校統合校舎新築工事（電気））を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第69号 工事請負契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年4月24日付けで名和小学校統合校舎新築工事（電気）に関する仮契約を締結したところであります。

この工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の目的は名和小学校統合校舎新築工事（電気）であります。契約金額は1億2,390万円。工期は議会議決の翌日から平成19年3月2日まで。契約の相手方は、名和小学校統合校舎新築工事（電気）岡田電工株式会社・株式会社中電工共同企業体 代表者 米子市西福原6丁目6番10号 岡田電工株式会社 代表取締役 廣野敏男。契約の方法は、指名競争入札であります。以上で議案第69号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、小原議員。

○議員（13番 小原 力三君） 68号、69号、70号にも言えることと思ひますけれど、請負契約の締結についてのこの下のカッコでございます。カッコござい

ますけれど、大山町立名和小学校と入れられんもんでしょうかなと今気づきましたがいかがなものでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんのご質問には私の方から答弁させていただきます。これは工事の名称、発注工事の名称についてのご質問だというふうに思います。ご指摘のように大山町立名和小学校ではありますが、まあ工事名称長くなりますので、分かりやすく名和小学校統合校舎新築工事というふうな名称を使わせていただいたということでございます。あくまでもご指摘の通り、大山町立名和小学校でありますので、その方が分かりやすいというご意見はよく分かりますが、そういった名称でこのたび、取り扱っているところでございますのでご理解をいただければと思います。

○議長（鹿島 功君） 13番。

○議員（13番 小原 力三君） 新しい校舎ができますんで、きちんとやはり子ども達にも分かりやすく、大山町立って入れた方が私はいんじゃないかなと思うわけでありまして。いろいろ字が3文字か4文字増えたか増えんかの違いで、ガタガタ言うことはないと思いますけれど、省略さしたと今町長が言われましたけれど、やはりこれから合併して大山町立名和小学校になったんだよという、そういうことも教えるべきではないかなと、何と言いますか、わしもちょっと言葉を足らんですけれど。まあ、そういうことです。あなたがいいっていったらいいです。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。7番、川島議員。

○議員（7番 川島 正寿君） 68号と同じように設計金額をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんのご質問には担当課の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（狩野 実君） 電気の設計額ですが、1億3,327万1,250円となっております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第69号を採決します。

おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第69号は、原案のとおり

可決されました。

----- . ----- . -----

日程第6 議案第70号

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議案第70号 工事請負契約の締結について（名和小学校統合校舎新築工事（機械））を議題にします。地方自治法第117条の規定により、岡田 聰君の退場を求めます。

（岡田 聰議員 退場）

○議長（鹿島 功君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第70号 工事請負契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年4月24日付けで名和小学校統合校舎新築工事（機械）に関する仮契約を締結したところであります。

この工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は名和小学校統合校舎新築工事（機械）であります。契約金額は1億5,540万円、工期は議会議決の翌日から平成19年3月2日まで。契約の相手方は名和小学校統合校舎新築工事（機械）米子ガス産業・大山設備共同企業体 代表者 米子市旗ヶ崎2200番地3 米子ガス産業株式会社 代表取締役 阿島裕一。契約の方法は指名競争入札であります。以上で議案第70号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番。

○議員（7番 川島 正寿君） 同じくこの設計金額と入札結果、他社の結果もお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんのご質問には担当課の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（狩野 実君） お答えします。設計額ですが、1億6,514万1,900円となっております。入札の結果ということですが、落札額は、先ほどありましたように1億4,800万円ということですが… あ、失礼しました。はい？

〔「消費税抜き……」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（狩野 実君） あっ、消費税抜きですね。じゃあ申し訳ありません。消費税抜きで答えさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「設計も消費税抜きでお願いします。」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（狩野 実君） 申し訳ありません。もう一度お答えいたします。消費税抜きでお願いをいたします。設計額ですが、1億5,727万8,000円。入

札の額ですが、落札額が1億4,800万円。これ、ほか全てということですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**学校教育課長（狩野 実君）** はい、これは、落札額…。

○**議長（鹿島 功君）** 課長、直接に聞かないでください。自分に質問されたことを答えてください。

○**学校教育課長（狩野 実君）** はい。順不同でよろしいでしょうか。1億4,850万円。それから1億4,870万円。1億4,890万円、1億4,900万円、1億4,940万円、以上となっております。

○**議長（鹿島 功君）** 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第70号を採決します。

おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（鹿島 功君）** 起立多数です。したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

除斥した岡田 聰君に復席していただきますので、しばらくお待ちください。

（岡田 聰議員 着席）

日程第7 議案第71号

○**議長（鹿島 功君）** 日程第7、議案第71号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町一般会計補正予算（第8号））を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○**町長（山口 隆之君）** ただいまご上程をいただきました議案第71号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町一般会計補正予算（第8号））につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方譲与税、特別交付税の額の確定、事業計画の変更にともない、財政見通しに変更が生じたので、歳入歳出予算の過不足を調整するため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。この補正予算第8号は、既定の歳入歳出予算の総額に3,549万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を100億5,265万9,000円といたしております。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第10款地方譲与税では、12万7,000円の増額であります。これは、第10項自動車重量譲与税49万2,000円の減額と第15項地方道路譲与税61万9,000円の増額を調整いたしております。

第15款利子割交付金13万3,000円の減額は、第5項利子割交付金の額の確定によるものであります。

第16款配当割交付金42万1,000円の増額は、第5項配当割交付金の額の確定によるものであります。

第17款株式等譲渡所得割交付金33万7,000円の減額は、第5項株式等譲渡所得割交付金の額の確定によるものであります。

第35款地方交付税9,906万円の増額は、第5項地方交付税で特別交付税の額の確定によるものであります。

第55款国庫支出金112万2,000円の減額は、第10項国庫補助金で、町道滝坂線道路災害復旧費国庫補助金の額の確定によるものであります。

第60款県支出金382万6,000円の減額の主なものは、第10項県補助金で、二十世紀梨再生促進事業補助金59万4,000円、漁業経営構造改善事業費補助金266万9,000円を実績見込みにより減額いたしております。

第65款財産収入724万7,000円の減額は、第10項財産売払収入で、ファミリー株式会社へ売却します土地売払い収入の額の確定によるものであります。

第75款繰入金5,000万円の減額は、第10項基金繰入金で、減債基金からの繰り入れを取り止めたことによるものであります。

第85款諸収入138万5,000円の減額は、第25項雑入で、地域子ども教室推進事業委託金の額の確定によるものであります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第10款総務費では、9,233万円の増額であります。その主なものは、第5項総務管理費の一般管理費で、実績見込みにより消耗品費128万円及び通信運搬費117万8,000円の減額と、財政調整基金への積立金1億円の増額を、企画費では、額の確定により、情報通信基盤整備事業に係る共架電柱強度計算手数料98万7,000円と、太陽光発電導入促進事業補助金36万円の減額をいたしております。

第15款民生費では、1,029万4,000円の増額であります。その主なものは、第5項社会福祉費の社会福祉総務費で、平成16年度在宅福祉事業県補助金の額の確定により返還金259万6,000円の増額と、同和対策費で、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金1,392万4,000円の増額を、第10項児童福祉費の児童福祉総務費では、放課後児童クラブ臨時職員賃金240万円を実績により減額し、調整いたしております。

第20款衛生費では、658万7,000円の減額であります。その主なものは、第5項保健衛生費の予防費で、予防接種・各種健康診断等委託料341万4,000

円の減額と、第10項清掃費の塵芥処理費で、廃棄物焼却処理等委託料228万2,000円の減額を実績によりそれぞれ調整いたしております。

第30款農林水産業費では、1,995万2,000円の減額であります。その主なものは、第5項農業費の農業振興費で、二十世紀梨再生促進事業補助金、チャレンジプラン支援事業費補助金等445万9,000円を、農地費で、農業集落排水事業特別会計繰出金711万1,000円をそれぞれ実績見込みにより、減額いたしますとともに、農業施設運営費で、地域休養施設特別会計繰出金26万円を増額し調整いたしております。

第15項水産業費の水産業振興費では、額の確定により、漁業経営構造改善事業等補助金362万円を減額いたしております。

第35款商工費では、707万7,000円の減額であります。その主なものは、第5項商工費の企業誘致費で、ファミリー株式会社へ売却します土地の面積及び額の確定により、629万9,000円を減額いたしております。

第40款土木費では、1,747万5,000円の減額であります。その主なものは、第10項道路橋梁費の道路維持費で、実績により、除雪作業委託料74万3,000円の増額と町道維持補修工事費73万2,000円の減額を、道路新設改良費で、町道押平所子線工事請負費40万円と町道報国羽田井線用地取得費110万円をそれぞれ減額し調整しております。

また、第25項住宅費の住宅管理費では、今在家団地給排水衛生設備工事費168万5,000円を、第30項下水道費の公共下水道費で、公共下水道事業特別会計繰出金1,146万9,000円を実績見込みにより、減額いたしております。

第45款消防費では、407万9,000円の減額であります。

その主なものは、第5項消防費の非常備消防費で、入札減により消防ホース等備品購入費31万8,000円と、消防施設費で防火水槽設置工事費173万5,000円を減額いたしております。

第50款教育費では、677万6,000円の減額であります。その主なものは、第10項小学校費の学校管理費で、庄内小学校仮設校舎建設工事費及び中山小学校グラウンド暗渠排水工事費等473万7,000円の減額と、第15項中学校費で、中山中学校プール量水器取付工事費44万2,000円を入札により減額いたしております。

第60款災害復旧費では、168万4,000円の減額であります。これは、第5項災害復旧費の公共土木施設災害復旧費で、町道滝坂線道路災害復旧工事費の入札による減額であります。

第65款公債費では、349万6,000円の減額であります。その主なものは、第5項公債費の元金で、名和小学校統合に伴う財産処分に係る繰上償還金の額の確定による34万4,000円の減額と、同じく公債費の利子で、借入時期及び借入利率

の変更による315万2,000円の減額によるものであります。

以上で、議案第71号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番。

○議員（8番 岩井 美保子君） 8ページの社会福祉費の繰出金のところで、先ほど説明がありましたのですが、住宅新築資金等貸付事業特別会計の繰出金であります。今少し詳しく説明をお願いしたいと思います。内容につきまして、どのようなことでこの金額が上がってきたのかということをお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんのご質問には担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤 照秋君） 失礼いたします。1,392万4,000円につきましてご説明をいたします。

住宅新築資金の特別会計につきましては、貸付金の元利収入を当初、予算で4,800万程度見込んでおたわけでございますけれども、実際に3月31日現在で、収入済額を見ますと、収入済額が3,600万円程度でございます。収納率にいたしますと現年度分が56.9%、滞納繰越分が3%程度というふうになっておりまして、現年度分につきましては、5月31日までの出納閉鎖まで収入を見込んでおりますけれども、3月31日現在で精査いたしましたところ、一般会計から1,392万4,000円を繰り入れて、決算見込みを立てたということでございます。それで、この会計につきましては、一般会計からの繰り入れる方式を大山町になりましてからとなっております。

中山、大山につきましては、同会計につきましては、翌年度の同会計からの繰り上げ方式をとってございましたけれども、新町になりましてからは、一般会計からの繰り入れる方式で決算をしていくということにしたところ、こういうふうな数字になったということでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） なんだかちょっと説明がはつきと分らなかったですけど、一般会計から繰り入れる、それで決済をするということですね。で、この出した分は集金などされて返ってくる部分でしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問には、担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤 照秋君） 貸付金の特別会計のことにもなるんですけど、貸付金の元利収入を現年度分と滞納繰越分とございますけれども、それがいわゆる予算

上は、これだけの金額は、いわゆる貸付金としてあって、そのうち、歳入として入ってくるのは約70%程度見込んでおるわけでございます。しかし、実際入ってくるのを見ますと、平均しますと現年度分が約54.6%、それから滞納繰越分が3%程度でございまして、入ってこない元利収入があるわけでございます。

それを私の方としては、日夜その元利収入が入ってくるように家庭訪問等しながら、取り組んでいるところでございます。その貸付金が同会計に入ってくるように取り組んでいるところでございます。

○議長（鹿島 功君） 8番。

○議員（8番 岩井 美保子君） そうしますと一応決着ということで、決着というのはおかしいですけど、決算ということで17年度一般会計から繰り入れたということで、きちんと後は集金をするということが不納欠損にはならんわけですね。そのことだけちょっと。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤 照秋君） 不納欠損にはなりません。

○議長（鹿島 功君） 7番 川島議員。

○議員（7番 川島 正寿君） 5ページの財産収入の不動産売却収入の件ですが、ヘーバー数と単価の決定によるものということだったのですが、それを何ヘーバーだったものが、なんぼに変わって、単価的なものをいくらだったものがいくらに変わったということをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんの質問には、担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただいまのご質問でございますけれど、面積につきましては、2万9,994㎡でございます。単価につきましては、当初700円の予算計上をさせていただいておりましたけれど、その後県の管財課の方との交渉によりまして490円ということで決定いたしております。ここに計上しておりますのは、その額でございます。以上でございます。

〔「ヘーバー変わらん……」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 7番。

○議員（7番 川島 正寿君） ヘーバー数は変わらんですか。

〔「議長、産業振興課長」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ヘーバー数につきましては、当初予定をしておった

へーべー数とほぼ同じこととさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。1番。

○議員（1番 近藤大介君） 2点お尋ねをいたします。一問一答にさせていただきます。

まず一点目、先ほど岩井議員からも質問のあったところですが、住宅新築資金の貸付事業特別会計への繰出金でございますが、今回の補正額が約1,400万円ということで、これは後で出てきます特別会計の貸付金元利収入の約4分の1ですか、に、あたるかなり大きな金額です。これだけの大きな金額が不足するということはもっと早い時点で、十分予測ができておったことであろうというふうに思いますが、なぜ専決よりも以前に補正予算として上げることができなかつたのか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員の質問には、担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤 照秋君） 失礼いたします。もっと早く精査して3月議会の方にでも出すべきではなかつたかというご質問でございます。確かに近藤議員おっしゃるとおりのこともございますので、そのような方向で検討して、3月議会にでも充分見込めるような精査の仕方を検討したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤議員。

○議員（1番 近藤大介君） なるべく専決は少ないにこしたことがないと思っておりますので、そのように配慮下さいますようお願いいたします。

で、二点目ですが、7ページの民生費でございます。ちょっと町長の方からも説明いただいたんですが、はっきり聞き漏らしたと申しますか、聞き取りにくかつたんですが、社会福祉総務費の中の過年度県支出金返還金259万6,000円、これについては平成16年度の在宅福祉支援事業って言われましたかね、ちょっと事業名間違つてたかもしれません。平成16年年度の事業の額の確定ということについてももう少し説明をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員の質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 近藤議員さんの質問にお答えいたします。16年度のほぼ旧町の時の在宅福祉事業補助金の還付金でございます。本来でしたら実績報告を出しました時点で、清算額が把握出来ましたが、その直近の議会に上程をしてご承認を受けるのが筋でしたけれど、その機を逸しまして専決をさせていただきます。

きました。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤議員。

○議員（1番 近藤大介君） すみません。もう少し時系列を追って、もう少し時期的なものを詳しく教えていただきたいのと、補助金を返還せざるを得なかった状況というのをもう少し説明をいただけますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問につきましては、担当課長から答弁をいたします。事業の性格内容等も含めて説明をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 事業の中身、事業名ですけれど沢山あります。難病患者ホームヘルプサービス、精神障害者ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所事業、在宅介護支援センター運営事業、在宅介護支え合い事業、日常生活用具給付事業、介護サービス適正実施事業等の事業の全部を称して鳥取県在宅福祉事業補助金ということになっております。

当初、交付決定額が5,053万8,000円、既に交付を受けた金額は同額でございます。事業が終わりまして、清算実績に伴いまして、交付の確定金額が4,794万1,000円ということになりました。その差額259万7,000円というものを超過交付を受けておりますので、今回その額を返還ということで、これを実績を出した17年度中に把握をして計上するのが筋でございましたけれど、3月31日付けで確定をしまして、還付通知が来まして、このような状況にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ないと思っておりますのでこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第71号を採決します。おはかりします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第71号は、承認することに決定しました。

日程第8 議案第72号

○議長（鹿島 功君） 日程第8、議案第72号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号））を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第72号 専決処分の

承認を求めることについて（平成17年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号））について提案理由の説明をいたします。

本専決処分は、3月31日現在の住宅新築資金等貸付金の元利収入の収入状況により、既定の予算に過不足を生じましたので地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いました。

ここに、これを報告し議会の承認をいただきたく提案した次第であります。本案の第1条では、歳入歳出予算の総額は既定の通りといたしております。

次に補正内容の歳入について、ご説明いたします。

第10款繰入金の1,392万4,000円の増額は、一般会計繰入金によるものであります。

第20款諸収入は貸付金元利収入の減額で、現年度分が1,129万3,000円、滞納繰越分が263万1,000円、合わせて1,392万4,000円の減額といたしております。なお、歳出については変わりありません。

以上で、議案第72号の提案理由の説明を終わります。

（西山 富三郎議員 退席）

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。17番 野口議員。

○議員（17番 野口 俊明君） この滞納のいわゆる何名か。対象者が何名で、滞納者が何名かを教えていただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 野口議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤 照秋君） 失礼いたします。人数といいますよりも現年分滞納繰越分の収入未済額について説明させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

現年度分につきましては、調停金額が4,845万8,000円、収入済額が2,757万1,000円で収入未済額が2,088万7,000円といたしております。滞納繰越分の調停金額が、これが2億9,325万8,000円でございます。その内、収入済額が877万円、収入未済額が2億8,448万8,000円というふうな金額になっております。人数についてはまだ集計の方いたしておりません。

○議長（鹿島 功君） 17番。

○議員（17番 野口 俊明君） ちょっと質問の文章をよく聞いといていただかなきゃいけないと思います。こりゃあ、私が言うよりか執行部側の姿勢でないかなと思いますが。そういうこの数字が出たということは、件数等も把握ができた上でのできたことだろうと思うわけです。そこら辺の把握、きちんとやっぱり執行部としてはして

いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(西山 富三郎議員 着席)

○議長(鹿島 功君) 町長。

○町長(山口 隆之君) 野口議員さんの再質問には、担当課長から答弁させます。

○議長(鹿島 功君) 人権推進課長。

○人権推進課長(近藤 照秋君) そうしますとちょっと休憩をいただきたいと思います。人数については、報告をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(鹿島 功君) 暫時休憩をいたします。

午前10時48分休憩

午前11時23分再開

○議長(鹿島 功君) 再開します。町長、答弁をお願いいたします。

○町長(山口 隆之君) それでは質問につきましては、担当課長が答弁をさせていただきます。

○議長(鹿島 功君) 人権推進課長。

○人権推進課長(近藤 照秋君) 失礼いたします。すみません。お答えいたします。人数の方でございます。全員で132名でございます。内訳は、中山が18、名和が63名、大山が51名ということでございます。計132名でございます。大変申し訳ありませんでした。

○議長(鹿島 功君) 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第72号を採決します。

おはかりします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第72号は、承認することに決定しました。

日程第9 議案第73号

○議長(鹿島 功君) 日程第9、議案第73号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第3号))を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） それではご上程いただきました議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第3号））について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成18年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,958万9,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第5款管理収入の164万3,000円は給水料収入の増を見込んでおります。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費の126万3,000円の減額は、第5項総務管理費の開拓地区石綿管更新工事費と補修用材料費の実績見込みによるものであります。

第90款予備費に290万6,000円を増額し、財源留保しております。以上で議案第73号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第73号を採決します。

おはかりします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第73号は、承認することに決定しました。

日程第10 議案第74号

○議長（鹿島 功君） 日程第10、議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第3号））を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第3号））について、提案理由の説明をいたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成18年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるも

のであります。

既定の歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ249万円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ4,192万円とするものであります。

補正の内容について歳入から説明をいたします。

第5款使用料及び手数料では、第5項使用料275万円を減額しております。

第10款諸収入では26万円増額いたしておりますが、これは使用料の額が確定したもので、一般会計からの繰入金を増を見込んだものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費では、249万円を減額いたしております。これは実績見込みにより、第5項総務管理費の一般管理費において、燃料費を24万円、光熱水費を16万円、施設修繕料を40万円、施設管理委託料を169万円減額するものであります。以上で議案第74号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第74号を採決します。

おはかりします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第74号は、承認することに決定しました。

日程第11 議案第75号

○議長（鹿島 功君） 日程第11、議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程いただきました議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））について、提案理由の説明をいたします。

既定の予算に過不足を生じたため、3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これをご報告し、議会のご承認をいただきたく提案するものであります。

専決処分の内容についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,953万3,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1, 6 億 1 千 5 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

歳入におきまして、第 1 5 款 国庫支出金 4, 7 9 7 万 7, 0 0 0 円の増は、療養給付費に係る国庫負担金 3, 9 1 6 万 7, 0 0 0 円の減額と、財政調整交付金に係る国庫補助金 8, 7 1 4 万 4, 0 0 0 円の増額を調整いたしております。

第 2 0 款療養給付費等交付金 2, 5 4 9 万 7, 0 0 0 円の減は、退職被保険者に係る療養給付費の減によるものであります。

第 2 5 款県支出金 2 9 4 万 7, 0 0 0 円の減は、一般被保険者療養給付費に係る普通調整交付金 2 2 0 万 2, 0 0 0 円の増と、特別調整交付金 5 1 4 万 9, 0 0 0 円の減を調整いたしております。

歳出におきましては、第 5 款総務費 5 1 万 2, 0 0 0 円の減は、実績による賃金、需用費、委託料の減と、保険証の回収に係る通信運搬費の増を調整いたしております。第 1 0 款保険給付費 7, 1 0 5 万 3, 0 0 0 円の減は、実績による療養費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の減と、レセプト審査支払手数料の増額を調整いたしております。

第 3 0 款保健事業費 2 3 6 万 4, 0 0 0 円の減は、事業の実績により減額するものであります。

第 4 5 款諸支出金 6 7 万 5, 0 0 0 円の減は、一般及び退職被保険者に係る保険税還付金の減額であります。

第 9 0 款予備費を 9, 4 1 3 万 7, 0 0 0 円増額し、財源の留保をいたしております。以上で議案第 7 5 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 7 5 号を採決します。

おはかりします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 7 5 号は、承認することに決定しました。

日程第 1 2 議案第 7 6 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 1 2、議案第 7 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 1 7 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号））を議題

にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成18年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ734万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億5,297万2,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明をいたします。

第5款分担金及び負担金の4万8,000円の減額は、農業集落排水事業過年度分担金を実績見込みにより減額しております。

第10款使用料及び手数料の9万7,000円の減額は、各処理場の使用料収入見込みによるものであります。

第20款繰入金の711万1,000円の減額は、一般会計からの繰入金の減額を見込んでいます。

第35款諸収入の9万円の減額は、下水管移転補償費の額の確定によるものであります。

次に歳出について説明いたします。

第5款事業費の734万6,000円の減額は、一般管理費の県土連特別負担金の減、農業集落排水施設管理に要する費用と農業集落排水施設整備費の委託料、工事請負費を実績見込みにより減額しております。

以上で議案第76号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第76号を採決します。おはかりします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第76号は、承認することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 日程第13、議案第77号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第77号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成18年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ411万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億6,059万円とするものであります。補正内容について歳入から説明いたします。

第5款分担金及び負担金の534万4,000円の増額は、公共下水道事業の加入分担金の増を見込んでおります。

第10款使用料及び手数料の194万3,000円の増額は各処理場の使用料収入見込みによるものであります。

第20款繰入金の1,146万9,000円の減額は、一般会計からの繰入金の減を見込んでいます。

第30款諸収入の6万6,000円の増額は、下水管移転補償費の額の確定等によるものであります。

次に歳出について説明いたします。

第5款事業費の307万2,000円の減額は、公共下水道施設の維持管理に要する費用の実績見込みによるものであります。

第10款公債費の80万円は、一時借り入れ利息を実績により減額いたしております。

第15款諸支出金の24万4,000円の減額は、下水道使用料還付金の支払い実績見込みによるものであります。以上で議案第77号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第77号を採決します。

おはかりします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第77号は、承認することに決定しました。

日程第14 議案第78号

○議長（鹿島 功君） 日程第14、議案第78号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第5号））を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第78号（平成17年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第5号））について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、決算見込みをとりまとめましたところ、歳入歳出予算を調整する必要が生じたため地方自治法第170条第1項の規定により、平成18年3月31日付けで、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし承認を求めます。

この補正予算第5号は、既定の歳入歳出予算の総額に、103万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,167万円とするものであります。

歳入は、第15款諸収入103万4,000万円の追加であります。これは見込んでおりました売電収入を実績見込みにより増額するものであります。

歳出は、売電収入と同額を第15款予備に充当し財源調整するものであります。以上で、議案第78号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第78号を採決します。

おはかりします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第78号は、承認することに決定しました。

日程第15 議案第79号

○議長（鹿島 功君） 日程第15、議案第79号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第4号））を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第79号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第4号））についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第4号）であります。平成18年3月31日に専決処分いたしましたもので、本会議に報告をし、その承認をお願いするものであります。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額1億3,326万7,000円に歳入歳出それぞれ711万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,038万2,000円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。第5款財産収入711万5,000円の増額はナスパルタウン1区画の土地売払収入であります。

次に歳出についてご説明申し上げます。

第5款宅地造成事業費40万円の減額は、防災調整池管理道整備工事費の減額と消火栓用ホース等備品購入費の減額であります。

第20款予備費751万5,000円を増額し、財源調整をいたしております。以上で議案第79号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第79号を採決します。

おはかりします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第79号は、承認することに決定しました。

日程第16 議案第80号

○議長（鹿島 功君） 日程第16、議案第80号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度大山町一般会計補正予算（第1号））を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第80号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度大山町一般会計補正予算（第1号））につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、鳥取海区漁業調整委員会委員1名の死去に伴い、鳥取海区漁業調整委員会

委員補欠選挙を、平成18年4月10日告示、4月19日投票の日程で、急遽執行する必要が生じたため、この選挙に係る経費を地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年4月7日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

この補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額に160万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億96万9,000円といたしております。「第1表歳入歳出予算補正」の歳入では、第60款県支出金の第15項委託金で海区漁業調整委員会選挙費委託金160万9,000円を新規に計上いたしております。

次に、歳出では、第10款総務費の第20項選挙費、海区漁業調整委員会選挙費で、報酬、職員手当等所要な経費160万9,000円を計上いたしております。

なお、この選挙結果につきましては、4月10日の告示日に、1名の立候補者しかなかったため、無投票となっております。以上で、議案第80号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第80号を採決します。

おはかりします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第80号は、承認することに決定しました。

日程第17 議案第81号

○議長（鹿島 功君） 日程第17、議案第81号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例の一部を改正する条例）を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第81号（大山町税条例の一部を改正する条例）について提案理由の説明をいたします。

本案は、地方税方の一部を改正する法律、地方税方施行例の一部を改正する政令、地方税方施行規則の一部を改正する奨励並びに所得税法等の一部を改正する法律が、平成18年3月31日に交付されたことに伴い、大山町税条例を改正する必要が生じましたが、議会を招集する暇がなく、専決処分により所要の改正措置を行ったものであります。

主な改正事項は、町民税では、国の三位一体改革による地方への税源移譲に伴い、一律6%とする税率改正、定率減税の廃止、所得割・均等割の非課税限度額の見直し、地震保険料控除の創設等でございます。

固定資産税では、平成18年度評価替えに伴う土地に係る負担調整措置として、宅地商業地等にかかる負担調整措置の簡素化の観点から負担水準の低い土地については均衡化の促進を図るとともに安心安全への配慮の観点から住宅の耐震改修に伴う減額措置を講じております。

軽自動車税では、地方分権の推進と課税自主権の拡大の観点から制限税率を標準税率の1.2倍から1.5倍に引き上げるとともに、市町村たばこ税率の引き上げを行うこととしております。

以上で議案第81号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。16番。

○議員（16番 椎木 学君） この改正でございますが、地方自治法に確かに合致しているかもしれません。しかし、これは町条例でございますが、この専決は判断としてはいかがなものかというふうに強く感じております。当該の委員会に付託してしかるべき決意をとった後、会議で決をとるべきものというふうに私は考えておりますが、このような町条例の専決は以後、慎むべきと思っておりますが、町長いかがでございますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 椎木議員さんのご質問につきましては担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 椎木議員さんのご質問にお答えいたします。税条例は、地方税法の規定に基づいて制定をしておるものでございます。従いまして、法律が改正されたことに伴います条例改正につきましては、そのような改正をする必要がございます。しかも平成18年の3月31日の法律交付施行でございますから、専決処分をするしか方法が無いと考えております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 16番。

○議員（16番 椎木 学君） 説明はごもっともでございますけれども、まあ出来るか否か分かりませんが、例えば4月上旬にして、3月31日町条例は実施という、遡って実施ということは出来ないものなのではないでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 椎木議員さんの再質問にも担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 基本的に個人に不利益を及ぼす条例の改正は、遡及適用

ができないことになってございます。

従いまして、事前に審議をいただくということになりますと条例施行前の法律案につきましてご説明申し上げて、ご理解をいただくというふうな方法をとれば、そういったこともできるかと存じます。以上でございます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 8 1 号を採決します。おはかりします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 8 1 号は、承認することに決定しました。

日程第 1 8 議案第 8 2 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 1 8、議案第 8 2 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第 8 2 号（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税方の一部を改正する法律、地方税方施行例の一部を改正する政令、地方税方施行規則の一部を改正する奨励並びに所得税法等の一部を改正する法律が、平成 1 8 年 3 月 3 1 日に交付されたことに伴い、大山町国民健康保険税条例を改正する必要が生じましたが、議会を招集する暇がなく、専決処分により所要の改正措置を行ったものであります。

主な改正事項は、介護納付金の課税限度額を 9 万円に引き上げるとともに公的年金等控除の見直しに伴い、国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮するため、平成 1 8 年度から 2 年間激減緩和措置を講ずるものであります。

主な内容といたしましては、公的年金等控除の適用を受けたものについて、所得割額の算定基礎である総所得金額等から平成 1 8 年度は 1 3 万円、平成 1 9 年度は 7 万円を控除するものでございます。

また、併せて軽減判定の基準である総所得金額等から現行 1 5 万円のところ平成 1 8 年度は 2 8 万円、平成 1 9 年度は 2 2 万円を控除するものでございます。

以上で議案第 8 2 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 8 2 号を採決します。

おはかりします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって議案第 8 2 号は、承認することに決定しました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。平成 1 8 年第 4 回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前 1 1 時 5 5 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員

